

～ フロン排出抑制法改正に関するお知らせ ～

機器は捨てるまできちんと管理を！

フロン排出規制法の改正(2020年4月1日施行)により、該当機器を廃棄する際の規制が強化されました。フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

第一種特定製品に該当する弊社製品は以下の通りです。(2020年6月現在)

産業用除湿器	DH-10, DH-10① DH-11A, DH-11B, DH-11C, DH-11C-P, DH-11D, DH-11D-P, DH-11E, DH-11E-P, DH-11F, DH-11F-P, DH-11G, DH-11G-P, DH-08R, DH-08RA, DH-08RA-P, DH-08RB, DH-08RB-P
加湿除湿ユニット	G-150, G-151, G-152, G-402
小型冷専熱源	MS08PJ, MS08PJ3, MS08PJ4, MS08PJ5, NSU-05C, NSU-05C-2, MS-16PL, TA-200KM-W1
ヒートポンプ	NSU-4, NSU-5, NSU-6, NSU-7, NSU75M

※ 上記製品は、1981年以降に弊社で販売した製品です。(生産終了品を含む)

※ 上記製品に必要な点検は、簡易点検のみです。有資格者による定期点検の必要はありません。

点検

管理者(所有者)は**3ヶ月に1回以上の定期的な点検**が必要です。

【点検内容】目視による、機器の異音・異常振動、外観の損傷・腐食・錆び・油にじみ、熱交換器の霜付き、他

記録

点検日時、点検内容、修正内容を記録し保存することが必要です。

記録は、機器を廃棄した後も**3年間保存**してください。

報告

フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充填は原則禁止です。**年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告**してください。

廃棄

機器を廃棄する際のフロンの回収は、**第一種フロン類充填回収業者**に依頼してください。**取引証明書(原本)**は**3年間保存**してください。

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策室 フロン対策室
TEL:03-3581-3351(内線 6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護推進室
TEL:03-3501-1511(内線 3711)



ピーエス工業株式会社

<https://ps-group.co.jp>